

## 一般社団法人岡山県医療ソーシャルワーカー協会 会長表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、会長表彰に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰該当資格)

第2条 本会のA会員として通算20年以上の在籍期間を有する現任者であり、本会の事業および運営に大きな貢献があった者であること。

(選考方法)

第3条 年度末の月刊ニュース「オムスワ」にて表彰候補者推薦を募集する。

- 2 推薦が無い場合、理事会にて候補者を検討する。
- 3 被表彰者は理事会にて決定され、結果は総会において通知する。
- 4 被表彰者は年度2名以内とする。
- 5 被表彰者には、賞状と記念品を贈呈する。

(改廃)

第4条 この規程は、理事会の議決を経なければ改廃することができない。

(施行)

第5条 この規程は2017年4月3日より施行する。